

地区公民館の多様な活用（仮称：まちづくりセンター化）に向けた検討状況について

1. 検討経過等

- 令和2年 4月 市社会教育委員会議・公民館運営審議会等から市に対して提言書
 令和3年 7月 公民館職員とのブロック別意見交換会を実施
 12月 市民アンケート（広報モニター、LINE等）を実施
 令和4年2月 市議会（総務企画・文教経済委員会）にて取組報告
 6月 市社会教育委員に意見照会
 7月 公民館職員への意見照会
 定例教育委員会にて経過報告
 ※適宜、定例教育委員会や各種会議において取組報告・協議

2. 検討内容

案1：施設の所管（所有）を教育委員会から市長部局へ移管の方向で検討しています。（社会教育法の適用外施設として生涯学習の場を提供します）

目的：社会や地域課題の変化に対応するため、公民館の設置目的を、生涯学習をはじめ、幅広いまちづくり（福祉や防災、産業振興、地域活性化など）に対応できる地域の拠点施設とします。

※現在、公民館の所有は教育委員会ですが、平成20年から管理運営（施設管理、職員人事、研修）は市長部局が担っており、移管において今の状況と大きく変わりはありません。

※生涯学習事業については、公民館条例にかわる新たな施設条例で、施設が行う事業として明確に定め、これまで通り予算を確保し同様に実施したいと考えています。

※検討段階において、施設名は、（仮称）まちづくりセンターとしています。

案2：利用制限を緩和し、公民館を利用できる対象範囲の拡大を検討しています。

目的：地区の枠を超えた合同事業の展開や、民間事業者等への貸出や営利活動など、新しいニーズへ応えることで、新たな地域交流促進が行われるよう見直します。併せて、空き時間の有効活用などによって施設を最大限に利用します。

※現行の鳥取市公民館条例では、公民館利用者は、「当該地区公民館の設置区域内の住民でなければならない」となっていますが、特定の団体しか利用していない、あるいは利用が少ない部屋があるなど、有効活用されていないという課題があります。

案3：営利目的で公民館を利用する際などは、利用料を徴収する検討をしています。

目的：民間事業者の利用や営利目的など、利用対象を拡大することと併せて、他の公共施設と同様に受益者負担を求めます。

※現在と同様、地域の住民が非営利目的で利用する際は無料（減免）とすることで、従来からの公民館利用者の負担増にならないよう配慮したいと考えています。

3. 今後のスケジュール案

- 8月 地域（公民館運営委員会）へ情報提供
 9月 議会（総務企画・文教経済委員会）へ報告
 9月以降 関係者と協議しつつ、令和4年度内に全体像（案）を作成

地区公民館の幅広い活用に向けた検討について（案）

本市では、住民の暮らしや活動の質を高めるため、地区公民館をより幅広く活用できる施設とすることをめざして検討しています。

1 背景・目的

- (1) 地区公民館の活用については、文部科学省が全国の自治体に対して、「公民館が地域の実情に合わせて柔軟に運営され、地域の活動が一層活性化されることを求める」と依頼するなど、現施設を有効活用した取組が求められています。
- (2) 県内でも米子市や倉吉市が、公民館の所管を教育委員会から市長部局へ移し、社会教育だけでなく様々な目的で活用する施設としています。
- (3) 本市においても、地区公民館の利活用に関する市民（広報モニター等）へのアンケートを実施した結果、「民間事業者による営利活動（物資販売等）も可能にすべき」、「幅広い層が利用したくなる取組を」など、施設をより幅広く活用していくことを期待する意見も多いことが分かりました。
- (4) 社会教育や福祉、防災など、それぞれの目的に応じて別の施設を整備し、管理していくことは現実的に難しく、一つの施設を様々な目的で活用していくことが必要と考えています。
- (5) これらをふまえ、本市は、地区公民館が果たしてきた「学びの場（社会教育）」や「地域コミュニティ支援」として役割を残しつつ、福祉や防災など、『より多様な目的で幅広く活用できる施設』へと移行します。また、施設の利用制限をできるだけ緩和し、様々なニーズにも対応できる、住民の暮らしの質の向上につながる施設をめざして次のとおり見直すことを検討しています。

2 検討（見直し）の内容（案）

施設の利用制限を緩和し、公民館を利用できる対象範囲（利用者区分・目的）の拡大を検討しています。

目的 地区の枠を超えた合同事業の展開や、民間事業者等への貸出や営利活動など、新しいニーズへ応えることで、新たな地域交流や暮らしが豊かになる取組が促進されるようにします。

- 備考**
- (1) 現在と同様、地区内の住民の利用を優先し、空き時間の有効活用などによって、施設を最大限に利用するための変更です。
 - (2) 民間事業者の利用や営利目的などで公民館を利用する際は、施設使用料を徴収します。現在と同様、地域の住民が非営利目的で利用する際は無料とすることで、従来からの公民館利用者の負担増にならないようにします。
 - (3) 詳細な貸出ルールや使用料の設定など、施設の運営に必要な事項については、今後検討していきます。
 - (4) 見直しに伴い、関係する条例の改廃や市長部局への施設移管を行います。

3 見直しによって変更となる点

	変更しない点	変更する点
利用者	<u>地区内の住民が優先して施設を使用することができます。(従来から地区外住民の使用は可能です)</u>	<u>民間事業者の使用や営利活動も可能とします。(従来は、専ら営利の活動は不可でした)</u>
使用料	<u>地区内の住民が非営利目的で施設を使用する際は発生しません。(従来から施設の目的外で使用する場合は発生します)</u>	<u>上記の目的で施設を使用する際は、使用料金を徴収します。</u>
社会教育	教育委員会の責務として、地域での学びの機会（生涯学習事業・各種講座等）を提供します。	—
施設管理	施設の管理・運営は市長部局が行います。(平成20年度から)	—

4 留意事項

- (1) 見直し後も、公民館職員の処遇は変わりません。(これまでどおり市会計年度任用職員として勤務)
- (2) 施設の管理運営も市が直営で行います。(指定管理者は導入しません)

5 参 考

(1) 検討経過等

- 令和2年4月 鳥取市社会教育委員会議・公民館運営審議会等から提言書を受理
- 令和3年4月 佐治地区において地区公民館の役割をコミュニティセンターへ移管
(成果等を検証した結果、特に問題ないことを確認)
- 7月 公民館職員とのブロック別意見交換会を実施
- 12月 市民アンケート(市政モニター、LINE)を実施

※適宜、教育委員会や市議会(総務企画・文教経済委員会)、各種会議において取組報告し協議

(2) 今後の予定

- 令和5年3月 事業全体像(素案)の作成、周知
- 4年～ 事業全体像(素案)を基に協議
- 夏 事業全体像(案)に対するパブリックコメント

(3) 見直しによって変わる暮らしのイメージ

別添資料

地区公民館の多様な活用に向けて（検討案）意見等取りまとめ

○検討内容

施設の所管（所有）を教育委員会から市長部局へ移管の方向で検討しています。

（社会教育法の適用外施設として生涯学習の場を提供します）

○ご意見・ご要望等

- ・現在は、生涯学習スポーツ課職員が兼務となるなど、教育委員会と市長とで共管しているという認識でありますが、今後も教育委員会が社会教育の観点から一定の関与ができる形が望ましいと考えます。倉吉市では、コミュニティセンターを社会教育法上の公民館とみなす形をとっています。このような先行事例も確認しつつ、慎重に進められることを望みます。
(参考) 倉吉市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例
第2条 センターは、社会教育法（昭和24年法律第207号）第21条第1項の規定により設置する公民館とみなす。
- ・市長部局へ移管し社会教育法の適用外施設にすることで、地域の新しいニーズに即応した小規模多機能の地域の拠点づくりが可能と考える。ただし地区公民館は地域における社会教育・生涯教育の中核的機関であり、移管後もこれまでどおり社会教育・生涯教育活動が担保されることが重要である。そのためにも教育委員会との関係性は希薄化することのないような関係づくりを行うことが大切と考える。
- ・今後の高齢者増加に伴って、生涯学習の普及、発展が望まれる。学校や公民館を核化した生涯学習のなお一層の充実が望まれる。学校と公民館のハード面でも連携が不可欠であるが、学校は市教委、公民館は市長部局となるとその辺り、連携の充実が懸念されるのではないのでしょうか。
- ・どちらかに一本化すべき。一般市民には、公民館の組織がどうなっているのか理解できない人が多いと思われる。要は、利用しやすい公民館であれば地元民はそれでよいと思う。
- ・まちづくり協議会が入って来ているので教育委員会以外の部署が管轄しても致し方ないと思います。
- ・教育委員会の所管で公民館を多目的に使用できないようであれば、市長部局が良いと思われます。住民にとっては、所管がどこであれ、今まで通り、色々な事業に気軽に利用できれば良いです。
- ・社会教育法によって、公民館に利用が制限されているのであるならば、移管の方向で良いと思います。ただ、地域によってコミュニティセンターにするのか、合同にするのか、など移管の形は地域毎で変わってくる必要がある。

○検討内容

利用制限を緩和し、公民館を利用できる対象範囲の拡大を検討しています。

○ご意見・ご要望等

- ・現在の公民館利用の実態をみると、全体的に有効活用されていない傾向にある。市民アンケートから利用促進を望む意見も多く、民間事業者等への貸出や営利活動など、利用制限を緩和し利用率を上げ活性化を図ることは時代の趨勢（すうせい）と考える。
- ・対象範囲の拡大については、賛成です。公民館の利用者は固定化しており、学校同様、ハードルが高いと感じている地域住民もおられるように聞いています。利用者や自治会役員が一部の住民に固定化されていて、多くの住民は、公民館とは無関係のような感じになっています。センターとしての役割を果たすべく、コミュニティとしての動きを加速してほしいと願っています。
- ・利用制限を緩和し、広く利用していただくようすべき。みなさんに利用していただくことで、公民館が有効になり活かされる。より多く利用していただくこと。

- ・「当該地区公民館の設置区域内の住民でなければならない」との事ですが、確かに公民館の職員さんからそのように言われたことはありますが、利用者全員がその地域に住んでいる人でなければならないという訳ではなく、その中の何人かがその地域に在住する人でも良いとの事ですので、特に困っているわけではありません。私に関わっている公民館は、いつも部屋が一杯で、利用されていない部屋はないようでした。また、公民館が平屋（1階建て）の所が増えているので、いつもどの部屋も利用されています。
- ・地域住民と関わりのあるグループ、団体、企業であれば、完全な営利目的でなければ、空いている施設は有効活用すれば良いと思います。
- ・公民館は生涯学習の場所であると考えているものの、利用している時は地域での活動や学校での集会でしかない。子育て世代でも学ぶ内容が増えると良い。
- ・各地区公民館の利用実態を勘案して、市全体としては、統一をはかるべき点を慎重に見極める必要があると思います。

○検討内容

営利目的で公民館を利用する際などは、利用料を徴収する検討をしています。

○ご意見・ご要望等

- ・地区の住民が公民館を利用する場合は、これまでどおり無料とし、非営利目的で利用する場合も同様とする。また地区外および地区の民間業者等が営利目的で利用する場合は他の公共施設と同様に受益者負担を求めることが望ましいと考える。なお、利用料を徴収することで自主運営を求めることのないようなシステムづくりが必要と考える。
- ・営利を目的とした利用に関して、利用料を徴収することは当然だと思いますが、それ以上に大事なことは広く地区外住民にも公民館利用をしっかりと促進していただきたいと思います。営利を目的としていないのなら無料が適当だが、内容が不適当なら（例：宗教的活動など）、許可はできないでしょう。
- ・民間事業者や営利目的業者へも開放すればよい。利用料をいただければよい。
- ・営利目的というのが、どのように解釈されているのか分かりませんが、今、利用料を徴収していないので、安心して利用されているのではないでしょうか。コロナ禍の中、公民館に行かなくなったお年寄りが増え、体調を悪くされたり、認知症になられたお年寄りがおられると聞きました。医療費の削減の為にも、家から近くにある公民館に通って、健康を保つことが、地域の方々の健康、元気活気につながると思います。
- ・利用料は例え、趣味の集まりで授業料、材料費等の料金で金銭が動いても、販売目的でなければ、今まで通りで良いと思われそうですが、どこからが営利目的なのかの線引きが難しいと思います。徴収するのなら、統一したガイドラインを示さなければ不公平になります。
- ・人が集う場所として、カフェのような場所があれば良いのではないだろうか。くつろぎながら学べたり、打ち合わせができると多くの人に利用される気がする。子どもの自主学習ができるスペースが少なく、公民館が利用できたら良いです。
- ・各地区公民館の利用実態を勘案して、市全体としては、統一をはかるべき点を慎重に見極める必要があると思います。
- ・公民館利用に伴う利用料徴収に係る地区公民館職員への事務負担が極力、過重とならないよう制度設計を行うか、適切な職員補充を検討していただきたいと思います。